

判 決

東京都調布市国領4

原 告 m r k o n o

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 森 山 眞 弓

指 定 代 理 人 小 池 充 夫

同 曳 地 文 夫

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金100万円及びこれに対する平成13年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、東京都を被控訴人として控訴を提起した原告が、当該控訴審（以下「本件控訴審」という。）の裁判官ら（以下「本件裁判官ら」という。）が、東京都の指定代理人の偽造又は変造した書証の提出を庇護し、隠蔽しようとの違法な目的をもって、控訴棄却の判決をしたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、その損害金100万円及びこれに対する本件控訴審の口頭弁論終結日の翌日である平成13年2月16日から支払済みまで民法所定

の年5分の割合による遅延損害金を請求した事案である。

1 争いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いが無い、証拠上明らかに認められる。

- (1) 原告は、東京都を被告として、平成5年9月23日に原告が受傷した交通事故（以下「本件事故」という。）について、警視庁葛西警察署（以下「葛西署」という。）の司法警察員が検察官に対する本件事故の事件送致を遅らせたこと及び葛西署が必要書類の送付を遅延したため交通事故証明書の発給が遅れたことなどを理由に慰謝料の支払を求める損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所平成9年(ワ)第2543号事件。以下「前訴」という。）を提起した。
- (2) 前訴において、東京都は、葛西署が交通事故証明書の発給に必要な原告の診断書3通（以下「本件診断書」という。）を原告から受領した日を平成5年12月14日（原告の主張は同年11月2日である。）と主張し、東京都の指定代理人は、その立証として、封筒（甲12。以下「本件A封筒」という。）を提出した。
- (3) 原告は、東京都を被告として、東京都の指定代理人が前訴において書証として提出した本件A封筒に貼付されている証票及び押印されている通信日付け印の印影は偽造又は変造されたものであって、東京都の指定代理人の上記行為により、多大な精神的苦痛を被ったなどと主張して、損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所平成12年(ワ)第8985号事件。以下「本件事件」という。）を提起したが、原告の請求を棄却する旨の判決がされた。
- (4) 原告は、(3)の控訴審（東京高等裁判所平成12年(ホ)第5893号事件。本件控訴審）の第1回口頭弁論期日（平成13年2月15日）において、メモ（以下「本件メモ」という。）の記載された封筒（甲4の1及び2。以下「本件B封筒」という。）を提出した。
- (5) 本件控訴審（裁判長裁判官奥山興悦，裁判官山崎まさよ，同沼田寛（本件裁判官ら））は、平成13年3月15日，原告の控訴を棄却する旨の判決を

した。

2 主要な争点

(1) 本件裁判官らが上記控訴を棄却したことが違法か。

(原告の主張)

本件メモが記載された本件B封筒は、原告が平成5年11月2日に葛西署に本件診断書を提出したことの明白な証拠であって、東京都の指定代理人が、本件A封筒に押印された同年12月14日付けの消印及び同月13日付けの証票を偽造又は変造した上、前訴において書証としてこれを提出したことは明らかであるにもかかわらず、本件裁判官らは、東京都の指定代理人が偽造又は変造した書証の提出をしたことを庇護し、隠蔽するという違法な目的をもって、本件B封筒という明白な証拠を無視し、控訴を棄却した。

(被告の主張)

裁判官の職務行為について、その違法性が認められるのは、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたこと等、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような特別な事情がある場合に限定されると解すべきである。

本件において、原告の主張するところは、上記の特別な事情ではなく、裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在した旨の主張にとどまるのであって、主張自体失当である。

また、本件裁判官らは、本件事件の口頭弁論の結果や本件B封筒等を総合的に考慮した結果、原告の主張を認めることができないと判断したのであり、その判断には、原告の主張する違法な目的はない。

(2) 原告の損害

(原告の主張)

原告は、本件裁判官らの裁判の拒否にも等しい行為により、控訴状に貼付した印紙代1万3950円の損害を被ったほか、精神的苦痛を味わった。こ

の精神的苦痛を慰謝するには金 9 8 万 6 0 5 0 円が相当である。

第 3 争点に対する判断

1 争点(1)について

裁判官がした争訟の裁判につき国家賠償法 1 条 1 項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認めうるような特段の事情があることを必要とする。

原告は、上記特段の事情として、本件裁判官らが、東京都の指定代理人の偽造又は変造した書証の提出を庇護し、隠蔽するという違法な目的をもって、原告が本件控訴審で提出した本件 B 封筒という明白な証拠を無視し、控訴棄却の判決をした旨主張する。

しかしながら、原告の上記主張は、本件控訴審が事実認定を誤ったことだけを理由に本件裁判官らが違法な目的をもって裁判をしたというものであるところ、本件控訴審の裁判に事実誤認ないし事実認定の経験則違反等の上記訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵があるからとあって、直ちに本件裁判官らが違法又は不当な目的をもって裁判をしたと認めることは困難であり（なお、原告は、本件控訴審の裁判に民事訴訟法規の解釈等の誤りによる事実誤認もあると主張するが、この点についても同様である。）、本件全証拠によるも、本件裁判官らが、違法又は不当な目的をもって裁判をした等の上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

なお付言するに、原告は、本件メモが記載された本件 B 封筒等によれば、原告が平成 5 年 1 1 月 2 日に葛西署に本件診断書を提出していることは明白である旨主張し、証拠（甲 4 の 1 及び 2、甲 5 の 1 及び 2）及び弁論の全趣旨によれば、本件 B 封筒が原告の通院していた田中医院の封筒であり、本件

B封筒の裏面には葛西署及びその所在地とみられる記載があること、原告が同月8日に発送した内容証明郵便には、原告が診断書を葛西署に提出したところ、担当の警察官から、その診断書に全治期間の記載がないため使用することができない旨言われたとの原告の記述があることが認められる。しかしながら、本件メモには、その作成日が記載されていないし、上記内容証明郵便にも、本件メモないし本件B封筒についての記載はなく、本件B封筒等により直ちに、原告が平成5年11月2日に葛西署に本件診断書（3通）を提出したと認定することはできないから、本件B封筒をもって、原告が葛西署に本件診断書を提出した日ないし東京都の指定代理人が前訴において書証

（本件A封筒）を偽造又は変造したことの明白な証拠であるということとはできない。したがって、本件裁判官らが、違法な目的をもって裁判をしたとは到底認めることができないのである。

- 2 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の被告に対する請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官 下 田 文 男

裁判官 外 山 勝 浩

裁判官 高 瀬 保 守

これは正本である。

平成 14 年 2 月 12 日

東京地方裁判所民事第 12 部

裁判所書記官 竹 下 則 幸

